(案)

農業経営基盤の強化の促進に関する

基 本 的 な 構 想

令和4年3月

仙 台 市

目 次

			ページ
第	1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	
	1	本市農業の現状	
	2	本市農業施策の基本方針	1
	3	効率的かつ安定的な農業経営体についての基本的な方向	2
	4	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に向けた基本的な方向	3
	5	育成すべき農業経営体の目標	4
第	2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型	
	כ	ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	
		【個別経営体】	5
		【組織経営体】	8
第	3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型	
	כ	ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の指標	
		【個別経営体】	10
		【組織経営体】	11
第	4	効率的かつ安定的な農業経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他	
	農	農用地の利用関係の改善に関する事項	
	1	効率的かつ安定的な農業経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標	12
	2	農用地の利用関係の改善に関する事項	12
第	5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	
	1	利用権設定等促進事業に関する事項	14
	2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他	
	层	農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	21
	3	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作	
	늴	業の実施の促進に関する事項	24

4	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	25
5	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保の目標を達成するための取組	25
6	その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業の実施に関する事項	26
第6	農地中間管理機構の特例事業の実施に関する事項	27
第7	その他	27
別組	氏1(第5の1(1)⑥関係)	28
別組	氏2 (第5の1 (2) 関係)	29

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 本市農業の現状

本市は、人口109万都市として市街地を中心に、東部は沿岸・平野地域、西部は中山間地域が広がるなど、多様な立地条件を有している。こうした立地条件を最大限に活かして、本市においては基幹作物である米を中心に大豆・野菜の栽培や畜産など、様々な農業が展開されている。

本市の農業構造は、他地域と同様に農家戸数、農業従事者数とも減少傾向であり、農業従事者の高齢化や担い手不足などの状況にある。特に中山間地域である西部地区では、その状況が顕著であり、鳥獣被害の深刻化に加え、遊休農地が年々増加している。また、急激な人口減少や少子高齢化、輸入農産物等の競争激化等による農産物の価格の低迷、頻発する自然災害・新たな感染症の発生など、農業をめぐる情勢は依然として厳しく、農業経営に大きな影響を及ぼしている。

こうした状況の中、東日本大震災の被害を受けた東部地区を中心に、ほ場整備事業による 大区画化や農地中間管理事業等による農地の集積、集落営農組織の法人化が進み、大規模な 土地利用型農業法人が誕生している。また、市内産農産物を使った加工品の製造や農家レス トランなどの農業の6次産業化や環境制御技術を活用した施設園芸の取組、スマート農業機 械の導入など、新たな農業経営の動きがみられる。西部地区においても、集落の農地を守る ためにほ場整備事業を契機とした新規法人の立ち上げや、加工を目的とした果樹等の生産な どの新たな動きがみられる。

2 本市農業施策の基本方針

本市の農業を取巻く現状や国等の動向を踏まえ、本市農業の持続的な発展を図り、食の安定 供給と農業の収益性向上を目指し、今後取り組む農業施策の考え方を示すものとして、令和3 年6月に「仙台市農業施策基本方針」(期間:令和3年度から令和7年度)を策定した。

施策の柱と、特に重点的に取り組む施策は以下の通りである。

(1)経営体の確保・育成

【重点】多様な担い手の育成や事業継承の支援

(2) 生産基盤の強化

【重点】西部地区におけるほ場整備の推進

(3) 魅力ある地域の形成

【重点】地域農業維持のための有害鳥獣対策の充実

(4) 収益性の向上と所得の確保

【重点】消費拡大に向けた情報発信の強化

3 効率的かつ安定的な農業経営体についての基本的な方向

(1) 目標とすべき所得水準、労働時間等

意欲ある農業者が、自信と希望を持って農業に取り組むことができるよう施策を集中的に実施し、魅力とやりがいのある産業となるよう、将来の農業経営の目標を例示し、効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図る。

具体的な農業経営の指標については、令和3年4月に宮城県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)及び優良な農業経営体の事例等を踏まえ、効率的かつ安定的な農業経営体が、他産業従事者と均衡する年間農業所得(※)(主たる農業従事者1人当たり480万円程度、主たる従事者1人に補助従事者1人~2人を加えた1経営体当たり600~720万円程度)、年間労働時間(主たる農業従事者1人当たり2,00時間程度)の水準を実現できるものとし、また、これらの農業経営体が本市農業生産の相当部分を担う農業構造の確立をめざす。

なお、これらの指標を目標として農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体を認定農業者とし、本市農業の中心的な担い手として育成、支援を行う。

(※) 年間農業所得には、各種交付金及び補助金を含む。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保

仙台市農業振興協議会(担い手育成部門)等との連携を図りながら、認定農業者制度の周知及び経営改善計画の作成支援や目標達成に向けたフォローアップ等を行うことにより、認定農業者の育成・確保を推進する。また、農業経営の法人化は、経営管理能力の向上や、経営の多角化などの経営発展、従業員の福利厚生面の充実につながる等のメリットがあることから、法人化を希望し、体制が整った集落営農組織や個別経営体等については、仙台県農業改良普及センターや県農業経営相談所等との連携により、法人設立の支援を行う。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に向けた基本的な方向

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

本市における新規就農者数は、平成28年から令和2年の5年間で65人、年平均13人となっており、約7割が雇用就農である。

農業従事者の高齢化や担い手の減少が進行する中、今後も本市農業を持続的に発展させていくためには、継続的かつ安定的に新規就農者を確保していくことが不可欠であり、農家出身者はもとより、非農家出身者や、他産業従事による豊富な経験や知識を有する中高年等、意欲ある優秀な人材を幅広く定着させることが必要である。

具体的には、新規就農者の人数を年間15人確保することを目標とする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の指標については、効率的かつ安定的な農業経営体の年間農業所得及び年間労働時間を踏まえ、農業経営の開始から5年後には、年間農業所得の5割程度(主たる農業従事者1人当たり240万円程度)、年間労働時間(主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度)の水準を実現できるものとする。

但し、収入を得るまで長い期間を要する果樹の栽培等に取り組む場合は、状況を勘案して目標を設定できるものとする。

なお、これらの指標を目標として法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の 認定を受けた個別経営体又は組織経営体を認定新規就農者とし、重点的に育成、支援を行う。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に向けた取組

新たに農業を開始する際に必要な資金の支援や機械の導入助成などの各支援制度を活用しながら就農しやすい環境づくりを推進するとともに、関係機関・団体との連携や青年農業士、指導農業士等の地域農業者の協力のもと、総合的な助言、指導など農業経営に関する幅広い情報提供及び支援を行う。

また、近年増加している雇用就農者についても、将来は経験を生かし自ら農業経営者となることが期待されることから、受け皿となる農業法人の経営強化を支援する。

5 育成すべき農業経営体の目標

	区分	目標(令和12年度)	
主たる	5従事者1人当たりの労働時間	1,800~2,000時間	
年間農	美業所得		
	主たる従事者1人当たり	480万円	
	主たる従事者1人、補助従事者1~2人	600~720万円	
	新規就農者	240万円	
認定農	農業者数	2 4 0 経営体	
	個別経営体	192経営体	
組織経営体		48経営体	
新規家	尤農者数	15人程度/年	

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示した目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標としては、基本方針及び 優良事例等を踏まえ、例示すると5頁から9頁のとおりである。

【個別経営体】

営農類型	モデルのポイント	経営形態	経営規模	経営試算
水 和 十 制 十 大 一 和 十 一 元 一 和 十 一 五 一 和 十 一 一 五 一 和 十 一 五 一 五 一 五 一 五 一 五 一 五 一 五 一 五 五 一 五 一 五 一 五 一 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五	・稲作の単一経営 ・ほ場の集積・集約化による作業 能率向上 ・乾田直播栽培の導入による省 力化・作期分散 ・飼料用米は多収穫米で栽培 ・大豆は集団転作で集落営農組 織に特定農作業委託 ・稲作と施設野菜、露地野菜の複 合経営 ・飼料用米は多収穫米で栽培 ・大豆は集団転作で集落営農組 織に特定農作業委託 ・パイプハウスでほうれん草と 小松菜を周年栽培 ・露地野菜はねぎの春播き栽培	主 1人 補 1人 臨時雇用 0~1人/月 主 1人 補 1人 臨時雇用 0~2人/月	【経営耕地 22ha】 主食用米 12ha 飼料用米 乾田直播 6ha (大豆) 4ha 【経営耕地 15. 56ha】 主食用米 9ha 飼料用米 2ha (大豆) 4ha パイプハウス(600 ㎡) ほうれん草 600 ㎡×2 小松菜 600 ㎡×3 露地栽培 ねぎ 0. 5ha	(粗収益) 2,485万円 (経営費) 1,867万円 (農業所得) 618万円 主たる従事者 1人当たりの所得 498万円 (粗収益) 2,108万円 (経営費) 1,496万円 (農業所得) 612万円 主たる従事者 1人当たりの所得 492万円
露地野菜 水 稲 + 飼料用米 + (大 豆) + 露地野菜	・稲作と露地野菜の複合経営 ・飼料用米は多収穫米で栽培 ・大豆は集団転作で集落営農組 織に特定農作業委託 ・露地野菜はねぎの春播き栽培 と枝豆の栽培	主 1人 補 1人 臨時雇用 0~3人/月	【経営耕地 16ha】 主食用米 9ha 飼料用米 2ha (大豆) 4ha 露地野菜 ねぎ 0.6ha 枝豆 0.4ha	(粗収益) 2,152万円 (経営費) 1,539万円 (農業所得) 613万円 主たる従事者 1人当たりの所得 493万円
施設野菜	・施設野菜の単一経営 ・鉄骨ハウスでトマトの促成栽培と抑制栽培を組み合わせた年 2作体系	主 1人 補 2人 臨時雇用 0人/月	【経営耕地 0. 3ha】 鉄骨ハウス (3,000 ㎡) トマト促成栽培 3,000 ㎡ トマト抑制栽培 3,000 ㎡	(粗収益) 2,448 万円 (経営費) 1,665 万円 (農業所得) 783 万円 主たる従事者 1 人当たりの所得 543 万円
露地野菜 + 施設野菜	・露地野菜と施設野菜の複合経営 ・露地野菜のねぎは春播き栽培・鉄骨ハウスでトマトの促成栽培と抑制栽培を組み合わせた年2作体系	主 1人 補 1人 臨時雇用 0~1人/月	【経営耕地 1.15ha】 露地栽培 ねぎ 1ha 鉄骨ハウス(1,500 ㎡) トマト促成栽培 1,500 ㎡ トマト抑制栽培 1,500 ㎡	(粗収益) 2,004 万円 (経営費) 1,353 万円 (農業所得) 651 万円 主たる従事者 1 人当たりの所得 531 万円

営農類型	モデルのポイント	経営形態	経営規模	経営試算
露地野菜 + 施設野菜	・露地野菜と施設野菜の複合経営 ・露地野菜は枝豆と秋播きの雪菜の栽培 ・鉄骨ハウスできゅうりの促成栽培と抑制栽培を組み合わせた年2作体系	主 1人 補 2人 臨時雇用 0~3人/月	【経営耕地 0.8ha】 露地栽培 枝豆 0.5ha 雪菜 0.5ha 鉄骨ハウス (3,000 ㎡) きゅうり促成栽培 3,000 ㎡ きゅうり抑制栽培 3,000 ㎡	(粗収益) 2,856 万円 (経営費) 2,106 万円 (農業所得) 750 万円 主たる従事者 1 人当たりの所得 510 万円
施設花き	・施設花きの単一経営 ・鉢もの類のシクラメンと花壇 用苗の組み合わせによる花き栽培	主 1人 補 2人 0~1人/月	【経営耕地 0. 2ha】 鉄骨ハウス (2,000 ㎡) シクラメン 2,000 ㎡ 花壇苗 2,000 ㎡	(粗収益) 2,353万円 (経営費) 1,617万円 (農業所得) 736万円 主たる従事者 1人当たりの所得 496万円
略 十 繁 殖	・乳牛30頭と繁殖和牛10頭の複合経営 ・乳牛1頭あたりの年間産乳量 9,250kg ・スタンチョンによるつなぎ式 牛舎 ・パイプラインミルカーにより 搾乳 ・繁殖和牛の年間子牛出荷頭数 8頭	主 1人 補 2人 臨時雇用 0人/月	【経営耕地 10ha】 乳牛(経産牛) 30 頭 繁殖(経産牛) 10 頭 飼料生産 10ha	(粗収益) 3,798 万円 (経営費) 3,049 万円 (農業所得) 749 万円 主たる従事者 1 人当たりの所得 509 万円
農家レストラン + 水 稲 + (大 豆) + 露地野菜 + 施設野菜	・農家レストランと稲作、露地野菜、施設野菜の複合経営・大豆は集団転作で集落営農組織に特定農作業委託・露地野菜のねぎは春播き栽培・パイプハウスでレタスを周年栽培・レストラン施設については既存家屋内の遊休部分を活用・メニュー数:3品以上(昼食)・駐車場:7台程度・開店日数:週4日程度営業・原材料:自家生産及び地域農畜産物による年間を通じた供給体制の整備	主 1人 補 1人 臨時雇用 0~1人/月	【経営耕地 12.58ha】 主食用米 7ha (大豆) 5ha 露地栽培 0.5ha パイプハウス (800 ㎡) レタス 800 ㎡×3 レストラン部門 20 席	(粗収益) 2,105万円 (経営費) 1,504万円 (農業所得) 601万円 主たる従事者 1人当たりの所得 481万円

〇各営農類型に共通した経営管理の方法及び農業従事者の態様等

- ・営農・生活設計に基づく経営ビジョンの確立
- ・複式簿記記帳に基づく財務管理と経営分析
- ・生産技術の経営的評価に基づく生産管理
- ・経営の展開方向に応じた販売管理
- ・生産、流通、販売等各段階での経費分析と経費削減による利益確保

- ・需要に応じた品種選定・販売対策
- ・従事者の健康と作業性を考慮した労働管理
- ・家族経営協定及び就業規則による給料制、休日制等の実施、年金制度の適切な活用
- ・経営形態に応じた労災・雇用保険の加入

【組織経営体】

営農類型	モデルのポイント	経営形態	経営規模	経営試算
水稲	・稲作と麦・大豆、露地野菜	法人化した集落	【経営耕地 105ha】	(粗収益)
+	の複合経営	営農組織	主食用米	15,729 万円 (経営費)
飼料用米	・水稲 - 麦 - 大豆の2年3作	3 101	移植 30ha	9,780 万円
+	体系	主 10人	乾田直播 20ha	(農業所得)
大 豆	・スマート農業の導入、ほ場の集積・集約による作業効率		飼料用米 乾田直播 20ha	5,949 万円
+	の向上	臨時雇用	大豆 大豆	主たる従事者
大麦	・乾田直播栽培の導入による	0~19人/月	八豆 普通 10ha	1 人当たりの所得 595 万円
+	省力化・作期分散	0 1 3 / (/ /)	映播 20ha	292 71 1
	・飼料用米は多収穫米で栽培		大麦 20ha	
露地野菜	・大豆の乾燥調製作業は委託		露地野菜	
	・露地野菜はねぎの春播き栽		ねぎ 2.5ha	
	培と枝豆の栽培		枝豆 2.5ha	
	・露地野菜は機械化一貫体系			
	による作付け規模の拡大			
水稲	・稲作と麦・大豆の複合経営	法人化した集落	【経営耕地 60ha】	(粗収益)
+	・水稲 - 麦 - 大豆の2年3作	営農組織	主食用米	8,518 万円 (経営費)
飼料用米	体系		移植 15ha	5,917 万円
+	・スマート農業の導入、ほ場の生徒、生物によるないでは、	主 5人	乾田直播 5ha	(農業所得)
大 豆	の集積・集約による作業効率の向上		飼料用米 乾田直播 10ha	2,601 万円
+	・乾田直播栽培の導入による	臨時雇用	乾田直播 10ha 大豆 30ha	主たる従事者
大麦	省力化・作期分散	0~1人/月	大豆 30ha 30ha	1 人当たりの所得 520 万円
八久	・飼料用米は多収穫米で栽培	0 1 / (/ /)	八及 John	320 73 🖂
	・大豆の乾燥調製作業は委託			
水稲	・稲作と麦・大豆、農産加工	法人化した集落	【経営耕地 40ha】	(粗収益)
+	の複合経営	営農組織	主食用米	6,830 万円
飼料用米	・水稲 - 麦 - 大豆の2年3作		移植 10ha	(経営費)
+	体系	主 4人	乾田直播 5ha	4,886 万円 (農業所得)
	・ほ場の集積・集約による作		飼料用米	1,944 万円
大豆	業効率の向上		乾田直播 5ha	主たる従事者
+	・乾田直播栽培の導入による	臨時雇用	大豆 20ha	1人当たりの所得
大麦	省力化・作期分散	0 人/月	大麦 20ha	486 万円
+	・飼料用米は多収穫米で栽培・大豆の乾燥調製作業は委託		農産加工 みそ 20t	
農産加工	・月社生産の米・大豆を原料		かて 201	
	とする仕込みみその加工販			
	売			
水稲	・稲作と大豆、そばの複合経	法人化した集落	【経営耕地 65ha】	(粗収益)
+	営	営農組織	主食用米 25ha	6,296 万円
大 豆	・ほ場の集積・集約による作		大豆 20ha	(経営費)
	業効率の向上	主 4人	そば 20ha	4,228 万円 (農業所得)
+	・大豆・そばは転換作物とし			2,068 万円
そば	て栽培			主たる従事者
	・大豆の乾燥調製作業は委託	臨時雇用		1人当たりの所得
		0 人/月		517 万円

営農類型	モデルのポイント	経営形態	経営規模	経営試算
水 稲 + 飼料用米 (大 豆) + 施設野菜 + 露地野菜	・稲作と施設野菜、露地野菜 の複合経営 ・ほ場の集積・集約化による 作業効率の向上 ・乾田直播栽培の導入による 省力化・作期分散 ・飼料用米は多収穫米で栽培 ・大豆は集団転作で集落営農 組織に特定農作業委託 ・パイプハウスでほうれん草 と露地野菜のねぎは春播き栽	主 3人 臨時雇用 0~3人/月	【経営耕地 36.08ha】 主食用米 移植 14ha 乾田直播 7ha 飼料用米 乾田直播 7ha (大豆) 7ha (大豆) 7ha パイプハウス(800 ㎡) ほうれん草 800 ㎡×2 小松菜 800 ㎡×3 露地栽培 ねぎ 1ha	(粗収益) 4,818万円 (経営費) 3,325万円 (農業所得) 1,493万円 主たる従事者 1人当たりの所得 498万円
水 稲 + 飼料用米 + 露地野菜	培 ・稲作と露地野菜の複合経営・ほ場の集積・集約化による作業効率の向上・飼料用米は多収穫米で栽培・露地野菜のねぎは春播き栽培で機械化一貫体系による作付け規模の拡大	主 3人 臨時雇用 0~4人/月	【経営耕地 25ha】 主食用米 移植 12ha 乾田直播 3ha 飼料用米 乾田直播 7ha 露地栽培 ねぎ 3ha	(粗収益) 5,284 万円 (経営費) 3,619 万円 (農業所得) 1,665 万円 主たる従事者 1 人当たりの所得 555 万円
施設野菜	・大規模施設園芸(トマト)の単一経営・鉄骨ハウスでトマトの養液栽培・環境制御システムや IPM 技術等の導入による収量、品質の向上	主 3人 常時雇用3人 臨時雇用 0~11人/日	【経営耕地 1ha】 鉄骨ハウス (10,000 ㎡) トマト養液栽 10,000 ㎡	(粗収益) 12,480万円 (経営費) 10,788万円 (農業所得) 1,692万円 主たる従事者 1人当たりの所得 564万円

注)組織経営体とは、複数の個人又は世帯が共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体としている。

〇各営農類型に共通した経営管理の方法及び農業従事者の態様等

- ・構成員が共有する経営ビジョンの確立
- ・複式簿記記帳に基づく財務管理と経営分析
- ・生産技術の経営的評価に基づく生産管理
- ・経営の展開方向に応じた販売管理
- ・生産、流通、販売等各段階での経費分析と経費削減による利益確保
- ・需要に応じた品種選定・販売対策
- ・従事者の健康と作業性を考慮した労働管理
- ・就業規則による給料制、休日制等の実施、年金制度の適切な活用
- ・経営形態に応じた労災・雇用保険の加入

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の指標としては、第2に示した指標を踏まえ、 次表のとおり例示する。

【個別経営体】

営農類型	モデルのポイント	経営形態	経営規模	経営試算
露地野菜 + 水稲 + 飼料用米	・露地野菜を主体とした稲作との複合経営・水稲の機械類は借入・飼料用米は多収穫米で栽培・乾燥調製は委託・露地野菜はねぎの春播き栽培と、枝豆の栽培	主 1人 臨時雇用 0~3人/月	【経営耕地 3.8ha】 露地野菜 ねぎ 0.4ha 枝豆 0.4ha 主食用米 2ha 飼料用米 1ha	(粗収益) 766万円 (経営費) 523万円 (農業所得) 243万円 主たる従事者 1人当たりの所得 243万円
施設野菜 + 露地野菜	・施設野菜と露地野菜の複合経営 ・パイプハウスでトマトとほうれん草の輪作体系 ・露地野菜はねぎの春播き栽培と、ブロッコリーの春播き・夏播き栽培の年2作体系	主 1人 臨時雇用 0~1人/月	【経営耕地 0.68ha】 パイプハウス(800 ㎡) トマト 800 ㎡ ほうれん草 800 ㎡ 露地栽培 ねぎ 0.3ha ブロッコリー0.3ha×2	(粗収益) 699 万円 (経営費) 422 万円 (農業所得) 277 万円 主たる従事者 1 人当たりの所得 277 万円

〇各営農類型に共通した経営管理の方法及び農業従事者の態様等

- ・営農・生活設計に基づく経営ビジョンの確立
- ・生産技術の経営的評価に基づく生産管理
- ・経営の展開方向に応じた販売管理
- ・生産、流通、販売等各段階での経費分析と経費削減による利益確保
- ・需要に応じた品種選定・販売対策
- ・休日制等の実施、年金制度の適切な活用
- ・経営形態に応じた労災保険の加入

【組織経営体】

営農類型	モデルのポイント	経営形態	経営規模	経営試算
施設野菜	・施設園芸(トマト)の単一経営 ・鉄骨ハウスでトマトの養液 栽培 ・環境制御システムや IPM 技 術等の導入による収量、品質 の向上	主 2人 臨時雇用 0~3人/月	【経営耕地 0.25ha】 鉄骨ハウス(2,500 ㎡) トマト養液栽培 2,500 ㎡	(粗収益) 3,120万円 (経営費) 2,618万円 (農業所得) 502万円 主たる従事者 1人当たりの所得 251万円

注)組織経営体とは、複数の個人又は世帯が共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体としている。

〇経営管理の方法及び農業従事者の態様等

- ・構成員が共有する経営ビジョンの確立
- ・複式簿記記帳に基づく財務管理と経営分析
- ・生産技術の経営的評価に基づく生産管理
- ・経営の展開方向に応じた販売管理
- ・生産、流通、販売等各段階での経費分析と経費削減による利益確保
- ・需要に応じた品種選定・販売対策
- ・従事者の健康と作業性を考慮した労働管理
- ・就業規則による給料制、休日制等の実施、年金制度の適切な活用
- ・経営形態に応じた労災・雇用保険の加入

第4 効率的かつ安定的な農業経営体に対する農用地の利用の集積に関する 目標、その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標は、次のとおりである。

○効率的かつ安定的な農業経営体が農用地の利用に占める面積の目標

	効率的かつ安定的な農業経営体が農用地の利用に占める面積の目標
令和12年度	80%

注) 効率的かつ安定的な農業経営体とは、農林水産省による「担い手の農地利用集積状況調査」の定義を参考に、以下の経営体とする。

(1) 認定農業者

(2) 基本構想水準到達者

年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して第1の3(1)に掲げる効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に到達しているとみなせる経営体、又は、認定農業者で再認定を受けなかったものの、従前の経営面積を維持若しくは拡大している経営体。

(3) 集落営農経営

特定農業団体、集落営農組織(複数の農業者により構成される農作業受委託組織であって、 組織の規約を定め、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている組織)。

(4) 認定新規就農者

(5) 地域の中心となる経営体

「人・農地プランの具体的な進め方について」(令和元年6月26日付け元経営第494号 農林水産省経営局長通知)に基づき作成された人・農地プランの「中心経営体」として位置 付けられている経営体。

○効率的かつ安定的な農業経営体数における面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営のため、地区内で分散利用している農地を、一団の農地利用となるよう、農地中間管理事業等の活用により集積を進め、経営農地の面的集積割合が高まるように努めるものとする。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、関係機関・団体の緊密な連携の下、各地区の人・農地プラン等に基づき、農用地の利用集積を進める対象者の状況等に応じ、地域の

地理的自然的条件、営農類型の特性、農用地の所有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえ、 効率的かつ安定的な農業経営体への農用地の利用集積の取組を促進する。

取組を進めるに当たっては、その取組が計画的かつ効果的に展開できるよう、農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、利用集積の進捗状況等を把握し、必要に応じて改善策を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、地域の担い手等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとし、関係機関・団体と連携して、利用集積対象者の間の協議・調整 や情報の共有化、支援施策の円滑な実施等を図る。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

効率的かつ安定的な農業経営体への農用地の集積・集約化を進めるにあたっては、農地中間管理 事業を中心的な事業と位置づけ、認定農業者や人・農地プランの中心経営体に対する農地の集積・ 集約化を推進していくこととする。ただし、農地の出し手である地権者の意向には十分配慮して、 利用権設定等促進事業や農作業受委託等促進事業等、次に掲げる農業経営基盤強化促進事業につい ても、宮城県が策定した「基本方針」 第5に定められた方向に即しつつ、地域特性を踏まえ、活用 することで目標の達成を図る。

- · 利用権設定等促進事業
- ・農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ・農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の 実施を促進する事業
- ・農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ・新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項
- その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人、農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。)又は新規就農者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。
 - ア 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するための利用権 の設定等を受ける場合、次の a から e までに掲げる要件のすべて (新規就農者にあっては、
 - а 及び b 、農地所有適格法人にあっては、 a 、 d 及び e に掲げる要件のすべて)を備える こと
 - a 利用権の設定等を受ける農用地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことが できると認められること
 - b 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること
 - c その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること
 - d その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者(農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。)がいること

- e 所有権の移転を受ける場合は、上記 a から d までに掲げる要件のほか、借入者が当該借 入地につき所有権を取得する場合、農用地の集団化を図るために必要な場合、又は近い 将来農業後継者が確保できることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移 動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること
- イ 混牧林地として利用するための利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等 を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められるこ と
- ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用 するための利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認 められること
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアのa及びbに掲げる要件(農地所有適格法人にあっては、aに掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者はおおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会その他農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号。以下「施行令」という。)第5条で定める者を除く。)である場合には、次に掲げるすべての要件を備えるものとする。
 - ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な

土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること

- イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的 に農業経営を行うと見込まれること
- ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上 の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、株主又は社員(農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うための利用権の設定等を受ける場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の 設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行 われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後に おいて備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払(持分の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たって、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知)」(以下「基本要綱」という。)様式第7号に定める様式による開発事業計画書の提出を求める。
- ② ①の開発事業計画書が提出された際には、次に掲げる要件に適合すると認められる場合に 農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可基準に従って許

可できるものであること

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可 基準に従って許可できるものであること

(4) 農用地利用集積計画の策定時期

- ① 市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認められるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより、設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 仙台市農業委員会(以下「農業委員会」という。)は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良 法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る 地域における農用地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進 事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により、市に農用地利用集積計画 に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により、市に農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積 計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されてい る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までとする。

(6)農用地利用集積計画の作成

① 市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請内容を尊

重して農用地利用集積計画を定めるものとする。

- ② 市は、(5)の②、③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合、又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、市は農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等を行おうとする農用地等及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して 定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける農用地等の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する農用地等について利用権の設定等を行うものの氏名又は名 称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(農用地等の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払の方法(当該利用権が農業経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における農用地等の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)及びその支払(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項

- ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適 正に利用していないと認められる場合に、賃借権又は使用貸借の解除をする旨の条件
- イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法第6条の2第1項で定めるところにより、権利の設定を受けた農用地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨
- ウ その者が、賃借権又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
 - a 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - b 原状回復の費用の負担者
 - c 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - d 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - e その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する農用地ごとに(7)の ①に規定する者並びに当該農用地等について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸 借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る農用地等について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該農用地等について所有権を有する者の同意については、当該農用地等について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき、又は(5)の①の規定による農業委員会の要請内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を市の掲示板への掲示により公告する。

(10)公告の効果

市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され若しくは移転し又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る農用地等を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る農用地等の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努めるものとする。

(13) 農用地利用集積計画の取消し

- ① 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった 農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受け た(1)の④に規定する者(法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定 めて、必要な措置を講ずるべきことを勧告することができるものとする。
 - ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における 農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき
 - イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的 に農業経営を行っていないと認められるとき
 - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその 法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認められるとき
- ② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。
 - ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより、これらの 権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認め られるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借権又は使用貸借の解除をしない とき
 - イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき
- ③ 市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農 用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を市の掲示板への掲示により公告するものとする。
- ④ 市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃借権又は使用貸借 は解除されたものとみなすものとする。
- ⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率

的な利用が図られないおそれがあると認められるときは、当該農用地の所有者に対し、当該 農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管 理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたとき は、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的 な利用の確保に努めるものとする。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農 用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、農用地等の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1集落~数集落)とするものとする。

ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関

する事項

- カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにする ものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を市に提出し、農用地利用規程について市の認定を受けることができるものとする。
- ② 市は、提出された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の規定に基づき認定するものとする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なもので あること
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること
- ③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を掲示板への掲示により公告するものとする。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用するものとする。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認められるときは、当該団体の区域内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営体を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど、施行令第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の

同意を得て、農用地利用規程において定めることができるものとする。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に 関する事項
- ③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について、(5)の①の認定の申請があった場合においては、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をするものとする。
 - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積 をするものであること
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を 行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権 の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地 について農作業の委託を受けることが確実であると認められること
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。) で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認 定に係る農業経営改善計画とみなすものとする。

(7)農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができるものとする。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用 規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺

の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地が ある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、助言

- ① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、助言に努めるものとする。
- ② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとする者が、農用地利用改善事業の実施に関し、仙台農業改良普及センター、農業委員会、仙台農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体の協力が行われるように努めるものとする。
- 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図るものとする。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業の受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託を行う生産組織等の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため、農作業の受委託の促進についての普及 啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的 な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利 用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2)農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

仙台農業協同組合は農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の委託又は受託を行おうとする者から申出があった場合は、その調整に努め、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した多様な担い手の育成に取り組むものとする。

特に、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入できるように、公益社団法人みやぎ 農業振興公社などとの連携を図りながら、相談機能の充実、先進的な法人経営等での実践的研修 などを実施するとともに、農地中間管理事業や利用権設定等促進事業を活用し、より参入しやす い環境を整備し、地域の農業を担い、農地を保全する担い手として育成するものとする。

また、農業従事者の安定的確保及び円滑な経営の継承を図るために支援を行い、農業従事者の態様等の改善に向けた取組として、家族経営協定、休日制・ヘルパー制度の導入を促進するものとする。

さらに、女性農業者の経営へ参画を促すため、担い手としての女性の能力を十分に発揮させる ための研修等を実施するとともに、女性農業者同士のネットワークの構築を図る他、家族経営協 定の締結や農業経営改善計画の共同認定等を推進する。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保の目標を達成するための取組 第1の4に掲げる目標を計画的に達成していくため、関係機関、団体との連携のもと、次

の取組を重点的に推進するものとする。

(1) 支援体制の整備

新たに農業経営を営もうとする青年等の就農促進に向けて市、仙台農業協同組合、農業委員会、仙台農業改良普及センター、土地改良区等による支援組織を設置し、総合的な助言、指導を行うものとする。

具体的には、関係機関・団体との適切な役割分担の下、新規就農相談会や就農後の助言 指導の取組等を、相互の連携・協力により実施するものとする。また、就農する青年等を 地域の中心となる経営体として、人・農地プランに位置付けるとともに、地域で円滑な関 係が構築できるように、青年農業士や指導農業士等の地域農業者と連携した対応に努める ものとする。

(2) 就農しやすい環境づくりの推進

就農しやすい環境づくりを推進するため、就農する青年等の経営形態や生産技術の達成度等の実情に応じて、農業研修や実習支援など、適切な助言指導を各関係機関・団体と連携して行うものとする。また、経営基盤の安定を図るため、青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資資金(経営開始型)や国の無利子の青年等就農資金の積極的な活用などを進めると

ともに、ホームページなどにより、新規就農関係の情報提供を行うものとする。

さらに、青年等就農計画の達成が見込まれるものについては、引き続き農業経営改善計画の 策定を促し、認定農業者への誘導を図る。

6 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業の実施に関する事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、第5の1から4までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化を促進する ために必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア 市は、農地中間管理事業の実施の促進のために、農地中間管理機構と連携し、普及啓発 等を行い、事業の促進を図る。また、市、農業委員会、仙台農業協同組合は、農地中間管 理機構に対し、情報提供等の事業の協力を行う。
- イ 市は、ほ場整備事業等の農業生産基盤整備による農地の区画整備や大区画化等の、再整備の促進、ミニライスセンター等の農業近代化施設の導入など、地域の実情に即した生産性の向上を目指す事業の実施などの、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていくうえでの条件整備の推進
- ウ 米、麦、大豆等による2年3作体系など生産性の高い水田農業の振興、ブロックロー テーションによる集団的土地利用を基本とした農用地の利用集積、連担化による効率的な 農作業体制の形成など農業集落を中心とした望ましい農業経営体の営農の展開
- エ 地域農業の農業集落の活性化に向けた環境整備の促進、多様な担い手の確保

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

市は、農業委員会、仙台農業改良普及センター、仙台農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構、その他の関係機関・団体と連携しながら、農業経営基盤の強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1・第4の目標や第2の指標で示している効率的かつ安定的な農業経営体の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体ごとの行動計画を作成し、関係者が一体となって効率的かつ安定的な農業経営体の育成及びこれらへの農用地の利用集積を推進するものとする。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、仙台農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の 円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものと する。

第6 農地中間管理機構の特例事業の実施に関する事項

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第4条の規定により宮城県の農地中間管理機構に指定された(公社)みやぎ農業振興公社は、県基本方針第6に定められた事業を行う。

本市において、農地中間管理機構が特例事業を行う際は、市、農地中間管理機構、仙台農業協同組合、農業委員会及び仙台農業改良普及センター等関係機関・団体と一体的に推進する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

付則

- 1 この基本構想は、平成 6年4月 6日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成13年3月30日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成18年8月31日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成22年6月11日から施行する。
- 5 この基本構想は、平成25年3月25日から施行する。
- 6 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。
- 7 この基本構想は、平成29年3月24日から施行する。
- 8 この基本構想は、令和 4年3月 ■日から施行する。

別紙1 (第5の1(1)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第298条第1項の規定による地方開発事業団以外の地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は畜産公社(農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)
 - 対象土地を農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。) として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ……法第18条第3項第2号イに掲げる事項
 - 対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合
 - ………その土地を効率的に利用することができると認められること
- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農地所有適格 法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第9 3条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地 としてその行う事業に供する場合に限る。)
 - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合……その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 ……その土地を効率的に利用することができると認められること
- (3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 ……その土地を効率的に利用することができると認められること

別紙2 (第5の1(2)関係)

I 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するための利用権 (農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。) の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存 ②借賃の算定基準 ③借賃の支払方法 ④有益費の償還 期間) 1 存続期間は原則3年 1 農地については、農地 1 借賃は、毎年農用地利 1 農用地利用集積計画 以上(農業者年金制度関 法第52条の規定によ 用集積計画に定める日 においては、利用権設定 連の場合は10年以上、 り農業委員会が提供す までに当該年に係る借 等促進事業の実施によ 開発して農用地とする る地域の実勢を踏まえ 賃の金額を一時に支払 り利用権の設定(又は移 ことが適当な土地につ うものとする。 た賃借料情報等を十分 転)を受ける者は当該利 いて利用権の設定等を 考慮し、当該農地の生産 2 1の支払は、賃貸人の 用権に係る農用地を返 行う場合は、開発してそ 条件等を勘案して算定 指定する農業協同組合 還するに際し民法の規 の効用を発揮する上で する。ただし、新規参入 等の金融機関の口座に 定により当該農用地の 適切と認められる一定 者が利用権を設定する 振り込むことにより、そ 改良のために費やした の期間、新規参入者にあ 場合には、当事者双方の の他の場合は、賃貸人の 金額その他の有益費に っては、1年又は2年) 合意によるものとする。 住所に持参して支払う ついて償還を請求する とする。ただし、3年以 2 採草放牧地について ものとする。 場合その他法令による 上とすることが相当で はその採草放牧地の近 3 借賃を金銭以外のも 権利の行使である場合 ないと認められる場合 ので定めた場合には、原 を除き、当該利用権の設 隣の採草放牧地の借賃 の額に比準して算定し、 則として毎年一定の期 には、3年以上と異なる 定者に対し名目のいか 存続期間とすることが 近傍の借賃がないとき 日までに当該年に係る んを問わず、返還の代償 は、その採草放牧地の近 借賃の支払を履行する を請求してはならない できる。 2 残存期間は、移転され 傍の農地について算定 ものとする。 旨を定めるものとする。 る利用権の残存期間と される借賃の額を基礎 2 農用地利用集積計画 する。 とし、当該採草放牧地の においては、利用権設定 3 農用地利用集積計画 生產力、固定資產評価額 等促進事業の実施によ においては、利用権設定 等を勘案して算出する。 り利用権の設定(又は移 等促進事業の実施によ 3 開発して農用地とす 転)を受ける者が当該利 ることが適当な土地に り設定(又は移転)され 用権に係る農用地を返 る利用権の当事者が当 ついては、開発後の土地 還する場合において、当 該利用権の存続期間(又 の借賃の水準、開発費用 該農用地の改良のため は残存期間) の中途にお の負担区分の割合、通常 に費やした金額又はそ ける解約については、当 の生産力を発揮するま の時における当該農用 事者双方の合意があっ での期間等を総合的に 地の改良による増価額 た場合に認める。 勘案して算出する。 について当該利用権の 4 借賃を金銭以外のも 当事者間の協議が整わ ので定めようとする場 ないときは、当事者の双 合には、その借賃は、そ 方の申出に基づき、市が れを金額に換算した額 認定した額をその費や が、上記1から3までの した金額又は増価額と する旨を定めるものと 規定によって算出され る額に相当するように する。 定めるものとする。

Ⅲ 混牧林地又は農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存 期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1 それの大きなでは、の、事担勘で施用に傍、のる定し、設当 I での、よの、事担勘で施用に傍、のる定し、設当 I での、まれの、は、の、まで、近のののでは、の、は、の、は、の、は、の、は、の、は、の、は、の、は、の、は、の、	I の③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間(又は残 存期間)	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1 作目等毎に、農業経経 営の受託に係る販が費等に係るい。)の選挙を含む。)の経営に係るとになるとになるといる。 2 1の場合においに費業経営の場合の算資付担には、農業経営の事務管理を表する。 とのは、農業経営ののは、農産ののは、農産のののでは、農産のののでは、農産ののでは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「賃貸人」とあるのは「委託者(損失がある場合には、受託者という。)」と読みものとする。	I の④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

③所有権の移転の時期 ①対価の算定基準 ②対価の支払方法 土地の種類及び農業上の利 農用地利用集積計画に定め 農用地利用集積計画に定め 用目的毎にそれぞれ近傍類似 る所有権の移転の対価の支払 る移転の対価の支払期限まで の土地の通常の取引(農地転用 期限までに所有権の移転を受 に対価の全部の支払いが行わ のために農地を売却した者が、 ける者が所有権の移転を行う れたときは、当該農用地利用集 その農地に代わるべき農地の 者の指定する農業協同組合等 積計画に定める所有権移転の 所有権を取得するため高額の の金融機関の口座に振り込む 時期に所有権は移転し、対価の ことにより、又は、所有権の移 対価により行う取引その他特 支払期限までに対価の全部の 殊な事情の下で行われる取引 転を行う者の住所に持参して 支払いが行われないときは、当 を除く。) の価額に比準して算 支払うものとする。 該所有権の移転に係る農用地 利用集積計画に基づく法律関 定される額を基準とし、その生 産力等を勘案して算定する。 係は失効するものとする。